世電子メ

一脚締切

市・県民税に適用される税制の主な改正点

(令和7年度の申告からの適用)

申告相談は2月中旬から始まります 市内各会場の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税

令和6年度の市民税・県民税額及び定額減税額は、令和5年中の所得や扶養状況等から算出していますが、控 除対象配偶者以外の同一生計配偶者(※)については、給与支払報告書に記載することとされておらず、把握する ことができない場合がありました。

そのため、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税は、令和7年度の市民税・県民税で行うこと とされました。

※同一生計配偶者とは、前年中の合計所得金額が1.000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、配 偶者自身の前年中の合計所得金額が48万円以下の人です。

定額減税の対象者と定額減税額

令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下(給与収入のみの場合、原則として給与収入1,195万 円超2,000万円以下)で、市民税・県民税所得割が課税される方のうち、同一生計配偶者がいる方について、控除 対象配偶者以外の同一生計配偶者分の定額減税額(1万円)が控除されます。

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

次の1から3までのいずれかに該当する者が、認定住宅等の新築等をして令和6年中に居住の用に供した場 合の借入限度額を下表のとおり上乗せすることとされました。

- 1. 年齢が40歳未満であって、配偶者を有する者
- 2. 年齢が40歳以上であって、年齢が40歳未満である配偶者を有する者
- 3. 年齢が19歳未満の扶養親族を有する者

認定住宅等の新築等をして令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額									
住宅の区分	子育て世帯等	それ以外							
認定長期優良住宅·認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円							
ZEH水準省工ネ住宅	4,500万円	3,500万円							
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円							

住宅ローン控除の適用条件等について詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。 確定申告など、住宅ローン控除の適用に関する手続については、 尾道税務署(0848-22-2131)へお問い合わせください。

ページの作成担当:企画財政部市民税課

☆市民税係:(0848)38-9154 因島瀬戸田市民税係: (0845)26-6227

消費生活 相談 ファイル

! 相談内容

電話で「どんなものでもいい

から不用品を売ってほしい」と

言われ買い取り業者の来訪を

承諾した。来訪した業者に衣

類を見せると、「貴金属はない

か」と強く言われた。何度も断

ったが長時間居座られ、数点

の貴金属を見せたところ、1

万円で買い取られてしまった。

売ってしまったことを後悔し

ており返してほしい。

不用品買い取りのはずが大事な貴金属を買い取られた!

! アドバイス

契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができるので、すぐにク ーリング・オフの通知を出すよう助言しました。

- ◆買い取りを承諾していないものを見せてほしいと言われてもきっぱりと断りましょ う。※承諾していない物品(貴金属など)を業者が買い取ることは、法律で禁止され ています。
- ◆業者に何時間も居座られたり、大声で怒鳴られたりしたケースもあります。買い取 り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席し
- ◆断りきれず売却したとしても、契約書面を受けた日を含めて8日間はクーリング·オ フできるほか、物品の引き渡しを拒むことができます。
- ◆売却の際は、必ず契約書面を受け取り、物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の 名称、連絡先を確認しましょう。
- ■消費生活に関するトラブル等について、気軽にご相談ください
- ・ 間尾道市消費生活センター(商工課内☎0848-37-4848)

令和5年度 尾道市人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「尾道市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和5年度尾道 市人事行政の運営等の状況について公表します。詳細については、12月中に市HPへ掲載します。

圓職員課(☎0848-38-9342)

1 職員数に関する状況

(各年4月1日現在)

区分部門		職	員数(人)	対前	年増減(人)	
			令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年
	議	会	9	8	8	_	△1	_
	総	務企画	129	129	124	△3	_	△5
	税	務	48	47	48	_	△1	1
<u></u>	労	働	0	0	0	_	_	_
般行政部門	民	生	179	178	178	△3	△1	_
政部	衛	生	90	82	75	△1	△8	△7
門	農	林水産	36	36	35	1	_	△1
	商	I	26	25	27	1	△1	2
	土	木	90	92	91	△6	2	△1
	小	計	607	597	586	△11	△10	△11
特別	教	育	139	136	132	△4	△3	△4
特別行政!	消	防	204	205	202	△2	1	△3
部門	小	計	343	341	334	△6	△2	△7
音	新通	会計計	950	938	920	△17	△12	△18
公	病	院	892	908	903	21	16	△5
営企	水	道	50	50	49	△1	_	△1
業	交	通	1	1	1	_	_	-
会	下	水 道	15	14	15	_	△1	1
公営企業等会計部	そ	の他	40	40	40	△2	_	_
門	小	計	998	1,013	1,008	18	15	△5
=	<u> </u>	計	1,948	1,951	1,928	1	3	△23
弇	€ 例	定数	2,287	2,287	2,287	_	_	_
(分)除品料は 必要に属する除品料でおり、料本公数品の自分を収去する。								

闰職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する 休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の給与の状況 (市長の事務部局等)

(1) 令和5年度の人件費の状況(普通会計決算)

職員数	1人当たり給与費					
(A)	給	料	職員手当	期末·勤勉手当	計(B)	(B/A)
938人	3,621,0)96千円	753,842千円	1,443,284千円	5,818,222千円	6,203千円

- 注 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 職員数は、令和5年4月1日現在の職員数で、短時間勤務職員は

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額および 平均年齢の状況

(令和6年4月1日現在)

一般行政職			1	支能労務職	
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
350,734円	420,708円	46.3歳	316,233円	350,879円	53.2歳

(3) **一般行政職員の初任給の状況** (令和6年4月1日現在)

(0) /3/13 -2/14/53		(15125 173 276
区分	尾道市	国
上級(大学卒)	196,200円	196,200円
中級 (短大卒)	179,100円	_
初級(高校卒)	166,600円	166,600円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
	準的な 務内容	係員	係員	係員	主任	係長	課長 補佐	課長	部長	
Ą	職員数	10人	23人	63人	153人	93人	56人	52人	13人	463人
ŧ	構成比	2.2%	5.0%	13.6%	33.0%	20.1%	12.1%	11.2%	2.8%	100%
参	1年前の 構成比	1.7%	5.8%	13.3%	32.7%	20.8%	11.6%	11.3%	2.8%	100%
参考	5年前の 構成比	1.8%	4.0%	12.3%	32.4%	23.9%	12.7%	9.9%	3.0%	100%
(2)	以声だ甲曄皇は今/ ストナサ/									

(注)再任用職員は含んでいません。

(5)職員手当の状況

(令和6年4月1日現在)

区分		尾道市	ħ		国			
					期末手当	勤勉手当		
期末				6 月期	1.225月分 (0.6875)月分	1.025月分 (0.4875)月分		
手当		国と同	12	12月期	1.225月分			
勤勉 手当]	計	2.45月分	(0.4875)月分 2.05月分 (0.975)月分				
					職制上の段階、職務の級等による 加算措置			
	(支給率	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定•定年		
\C_{\text{m}}	支給率は国と同じ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~30%)			勤続20年 勤続25年 勤続35年	28.0395月分	24.586875月分 33.27075月分 47.709月分		
退職手当	1人	自己都合	定年·早期	最高限度額	47.709月分	47.709月分		
, ,	当たりの 平均 支給額	² 均 3,163千円 20,092千円		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%)				

- 注 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 - 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した 職員に支給された平均額です。

(6)特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

[区分	給料月額等	期末手当	
	市長	940,000円	6月期	2.25月分
給料	副市長	780,000円	12月期	2.25月分
	教育長	680,000円	計	4.5月分
	議長	520,000円	6月期	2.25月分
報酬	副議長	480,000円	12月期	2.25月分
	議員	450,000円	計	4.5月分

10 広報おのみち・令和6年12月 広報おのみち・令和6年12月 11